

令和5年10月13日

衆議院議長 総務大臣 国土交通大臣
参議院議長 財務大臣 環境大臣
内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

静岡県議会議長 中沢 公彦

アスベスト対策の拡充を求める意見書

国は、石綿含有建材の除去作業などに伴うアスベストの飛散防止対策を徹底するため、大気汚染防止法などの関連法令を改正し、令和3年4月から段階的に対策を強化している。

令和3年4月には、全ての石綿含有建材が規制対象になるとともに、建築物等の解体・改修工事を実施する際、事前に行うアスベスト含有調査の方法が法定化されたほか、令和4年4月からは、一定規模以上の建築物等に係る当該事前調査の結果を都道府県等へ報告することが義務付けられた。

アスベストの調査・除去費用については、工事価格に転嫁され建築物所有者が負担することが前提であるが、法規制の強化や調査・除去費用を建築物所有者が負担することに関して、多くの国民が認識しているとは言い難い。

建築物所有者の理解が得られず、調査・除去費用を完全に工事価格に転嫁することができなければ、解体・改修工事業者の負担が増し、負担を避けるために無届けや違法工事が横行するおそれがあり、結果として国民や工事従事者の健康被害につながる懸念される。

今後、平成18年9月のアスベスト全面禁止以前に建てられた建築物等の老朽化に伴う解体・改修工事の増加も見込まれるため、早急な対応が必要である。

よって国においては、アスベストの健康被害を国全体の課題と捉え、アスベスト対策の一層の拡充を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民に対し、アスベストの健康被害やアスベストに係る法規制の趣旨及びその重要性について、周知を徹底すること。
- 2 アスベストの含有調査及び除去等に関する補助制度である国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」について、より多くの建築物等が補助を受けられるようレベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材までを補助対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。